協議会設立までの経緯(志太榛原地域)

① 水防災意識社会再構築ビジョン

≪河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等の設置≫

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。 各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。 ┃ 平成27年12月10日(答申)

② 国・県協議会の設立

《位議会を設立》

河川管理者である国および県において「水防災意識社会を再構築」するための協議会を設立。

大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会

平成28年4月12日設立

第1回協議会 平成28年4月12日 第2回協議会(取組方針策定) 平成28年5月18日

幹事会 第3回協議会

平成29年5月30日

志太榛原地域豪雨災害減災協議会

平成29年2月13日設立

第1回協議会

第2回協議会(取組方針策定) 幹事会 平成29年2月13日 平成30年1月26日

2回

大井川大規模氾濫に関する減災 対策協議会 平成28年4月12日(設立)

志太榛原地域豪雨災害減災協議会 平成29年2月13日(設立)

③ 水防法の改正

≪大規模氾濫減災協議会制度の創設≫

地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、 水防法改正(第十五条の九)により、大規模氾濫減災協議会制度を創設。 平成29年2月10日(閣議決定) 平成29年5月19日(公布)

④「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

≪改正水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の設置≫

平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、 今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」のとりまとめを行う。 平成29年1月(答申) 平成29年6月20日(とりまとめ)

⑤ 協議会の統合

≪大規模氾濫減災協議会の設置≫

想定最大規模降雨による災害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するため、国および県の協議会を統合した「大規模氾濫減災協議会」を設置し運用する。

大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会

志太榛原地域豪雨災害減災協議会

統合

志太榛原地域 大規模氾濫減災協議会

平成30年5月23日統合予定

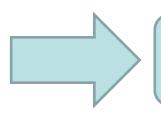
平成30年5月23日(予定)

県内の状況について

東部地域

狩野川水防災協議会

東部地域豪雨災害減災協議会



静岡県東部地域 大規模氾濫減災協議会 平成30年5月14日

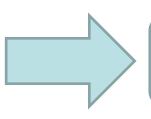
西部•中東遠地域

天竜川下流水防災協議会

中東遠地域豪雨災害減災協議会

菊川水防災協議会

西部地域豪雨災害減災協議会

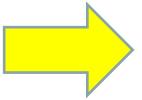


静岡県西部·中東遠地域 大規模氾濫減災協議会 平成30年5月16日

志太榛原地域

大井川大規模氾濫に関する減災対策協議会

志太榛原地域豪雨災害減災協議会

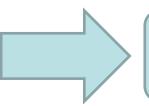


志太榛原地域 大規模氾濫減災協議会 平成30年5月23日

静岡地域

安部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

静岡地域豪雨災害減災協議会



静岡地域 大規模氾濫減災協議会 平成30年5月29日